

# 「先験的分析論」における Kant の原因性の概念

林 昌 道

(1977年1月17日 受理)

Kant's concept of causality in "the Transcendental Analytic"

Masamichi Hayashi

## 序

Kant は『実践理性批判』において「自由の概念は、その実在性が実践理性の必証的法則によって証明されている限り、純粋理性の——思弁的理性すらの——体系の全建造物の要石を形作る」と述べている<sup>1)</sup>。自由の概念は『純粋理性批判』においては純粋理性の第三の二律背反の項で論及されている。この第三の二律背反は「現象一般の生起の絶対的完全性」なる宇宙論的理念に関するものである。Kant は、宇宙論的理念を枚举しようとしたとき、「それにおいて総合が被制約者に対する制約（次々と従属せしめられる）……の系列をなすところの範疇」のみが先験的理念に対して役立つと考え（A409=B436）、関係の範疇のうち先験的理念に対して役立つのは原因性（Kausalität）の範疇のみであるとした（A414=B441）。「現象一般の生起の絶対的完全性」なる宇宙論的理念は原因性の範疇に対応するものである。

さて『道徳形而上学の基礎づけ』において Kant は自由と自然必然性を対比させて次のように言う。「自由というのは、それを外から規定する外的原因から独立に作用し得るといふこの原因性〔理性的な生物の有する原因性〕の性質である。自然必然性というのは、外的原因の影響により活動へと規定されるという、あらゆる非理性的存在者の原因性の性質である」（IV, S. 446）。Kant は上述の自由の説明は消極的であるとして、自由の積極的概念を得ようと努め、そして原因性の概念が「原因とよばれるものがそれに従って何らかの他者即ち結果を定立しなければならぬというその法則の概念」を含む、と言う（IV, S. 446）。作用する原因は、それなくしては原因ではないであろうところのその原因性の法則をもつ、とも Kant は述べている（A539=B567）。斯くして自由は無法則のものでなく、或る法則に従った原因性でなければならぬが、しかし自然法則に従った原因性の性質ではないとされる。しかして Kant によれば、自由が自然法則に従った原因性の性質でないとしたら、自由は自らの格率を通じて自己自身を同時に普遍立法的と看做し得るような意志の性質である外はない。自由はしたがって意志の自律である（IV, S. 447, Vgl. S. 434）。

斯くの如くみてくると、原因性の概念は Kant の哲学体系において重要な役割を演じていると言うことができよう。「概念的分析論」において原因性と依存性（原因と結果）の範疇は属性と実体性（実体と偶有性）及び相互性（能動者と受動者との交互作用）の範疇と並んで関係の範疇を構成してい

る。Kantは「概念の分析論」において範疇の先験的演繹を試みているが、範疇の先験的演繹は悟性の探究並びに悟性使用の規則と限界との規定にとり最も重要な試みであった(Vgl. AXVI)。さて「概念の分析論」においては、個々の範疇についてではなく範疇一般についてその先験的演繹がなされていると解される。個々の範疇の先験的演繹は「原則の分析論」においてなされていると解される。原因性の範疇に関しては、経験の第二類推の項において詳細に論及されている。私はこの小論においては、「概念の分析論」における範疇一般の先験的演繹との関連において、経験の第二類推の項におけるKantの論及について考察を加えたい。原因性の概念について統一的な把握をするためには「先験的弁証論」並びにKantの実践哲学の諸著をみなしなければならぬのであるが、之は他の機会に譲りたい。しかし「先験的分析論」における原因性の概念の考察は、「先験的弁証論」やKantの実践哲学の理解に裨益するところ大であろう。

### 1. 「概念の分析論」における範疇の演繹と「原則の分析論」 における原則の導出

「概念の分析論」における範疇の先験的演繹は第一版においては次のようにして遂行されている。統覚の先験的統一は「構想力の純粹(産出的)総合の必然的な統一の原理」であり(A118)、「構想力の先験的総合との関係における統覚の統一は純粹悟性である」(A119)。統覚の先験的統一は先験論理学的因子であろうが、純粹悟性は構想力の先験的総合をかかるとの統一の下にもたらしものであるだろう(Vgl. A237=B296)。統覚の先験的統一に基づいて構想力の総合の先験的統一が成立する。「構想力の総合の先験的統一はあらゆる可能な認識の純粹形式であり、したがって可能的経験のあらゆる対象はそれを通じて先天的に表象されなければならない」(A118)。「あらゆる可能な現象に関して構想力の純粹総合の必然的統一を含む」のが範疇である(A119)。斯くして範疇は「あらゆる可能な認識の純粹形式」を含み、したがって「可能的経験のあらゆる対象がそれを通じて先天的に表象されなければならない」形式を含むと言えよう。「可能的経験一般の先天的制約は同時に経験の対象の可能性の制約である。空間・時間が可能的経験に対する直観の制約を含むように、上に挙げた範疇は可能的経験における思惟の制約に他ならない、と私は今や主張する。斯くして範疇はまた現象に対し客観一般を思惟する根本概念であり、したがって先天的客観的妥当性を有する」(A111)。範疇の先験的演繹は第一版においては以上のようにして遂行されている。第二版における次の叙述は上の考え方を補足的に説明するものであろう。

「斯くして我々の外にあらうと内にあらうと、多様の総合の統一は、したがってまた空間或いは時間のうちに規定されて表象されるべき凡てが従わねばならぬところの結合は、あらゆる覚知の総合の制約として先天的に之らの直観のうちにはなく之らの直観と共に同時に与えられている。しかし斯かる総合的統一は根源的意識における与えられた直観一般の多様の、範疇に従った結合の統一が唯我々の感性的直観に適用されたもの以外の何ものでもあり得ない。したがって知覚さえもそれにより可能となるところのあらゆる総合は範疇の下に立つ。そして経験は結合された知覚による認識であるから範疇は経験の可能性の制約であり、斯くしてまた先天的に経験のあらゆる対象に対しても妥当する」(B161)。

知覚は、その生起に関してではなくその妥当に関して範疇に基づくと考えられていよう。Kantは

上に引用した B161 の部分を明瞭ならしめるために量の範疇と原因の範疇を引き合いに出して説明している。原因の範疇に関連して Kant は次のように言う。

「私が……水の氷るのを知覚する場合、私は二つの状態（流動性と固体性）を互いに時間関係のうちにあるものとして覚知する。しかし内的直観としての現象の根底に私が置く時間のうちにおいて、私は多様の必然的に総合的な統一——之なくしては先の関係は直観において（時間継起に関して）規定されて与えられ得ないであろうが——を表象する。さてその下において私が直観一般の多様を結合するところの先天的制約としてのこの総合的な統一は、私の内的直観の恒常的形式たる時間が捨象されるならば、原因の範疇であり、私が原因の範疇を私の感性に適用するならば、私は原因の範疇により、凡て生起するものを時間一般のうちにその関係に関して規定するのである。斯くしてそのような事象における覚知、したがってこの事象自身、可能的知覚に関しては結果と原因の関係の概念の下に立つ、そして他のあらゆる場合も同様である」（B162-3）。

上文において、水の氷るのを知覚する「私」と時間のうちにおいて「多様の必然的に総合的な統一」を表象する「私」とは全く同一であるだろうか。件の必然的に総合的な統一は、時間が捨象される場合、原因の範疇となるのであるから、件の必然的に総合的な統一を表象する「私」は「単に思惟することによって何れかの客体を認識するのではなく」「与えられた直観を、それにおいて一切の思惟が成り立つところの意識の統一に関して規定することによってのみ何れかの対象を認識し得る」主体であり（Vgl. B 406）、純粹悟性とみなされ得るであろう。純粹悟性が「原因の範疇により、凡て生起するものを時間一般のうちにその関係に関して規定する」と解される。之に対して、水の氷るのを知覚する「私」は、その生起に関しては範疇に基づかぬ知覚の主体であるだろう。「概念の分析論」における範疇の先験的演繹は知覚の主体とは区別された純粹悟性を根底に置いている。それでは「原則的分析論」においてはこの点はどうなっているであろうか。「原則的分析論」において Kant は先ず次のように言う。

「我々はここでは〔範疇の先験的演繹の章では〕以下のことをみたのである。即ち……先天的純粹概念は範疇における悟性の機能の外になお感性（つまり内感）の先天的形式的制約——範疇がその下においてのみ何らかの対象に適用され得る一般的制約を含むところの——を含まねばならぬことである」（A139-40=B178-9）。「悟性概念がその使用においてそれへと制限されているところの感性のこの形式的にして純粹なる制約」はこの悟性概念の図式である（A140=B179）。

それでは原因性（Kausalität）の範疇の図式は如何なるものであろうか。「原因と或る物一般の原因性の図式は、その任意の定立に常に他のものが継起するところの實在的なものである。したがってそれは規則に従う限りにおける多様の継起を本質とする<sup>2)</sup>」（A144=B183）。上に「實在的なもの」という概念が出て来たが、この概念の意味を明確ならしめるために実体の範疇の図式をみておこう。

「実体の図式は時間における實在的なものの持続性である。即ち實在的なものについての経験的時間規定一般の基体——他の凡てが変易しても変わらずにいるところの——としての表象である」（A 143=B183）。「その任意の定立に常に他のものが継起するところの實在的なもの」は持続的ではないと解される。實在的なものは、斯くして一方において「経験的時間規定一般の基体」として持続的であり、他方において持続的ではないことになろう。この点について理解するためには實在性の図式について考察する必要があるであろう。「時間を充たす限りにおける或る物の量としての實在性の図式は、時間におけるそのような量のこの連続的にして同形的なる産出である」（A143=B183）。ここでは時間

における実在性の連続的にして同形的なる産出が挙げられているが、連続的産出と同形的産出は区別されていると思われる。連続的産出は原因性の図式に関連し、同形的産出は実体の図式に関連するであろう。実在性の同形的産出は実在的なものの持続性を可能ならしめる。之に対して実在性の連続的産出は実在的なものの変易を可能ならしめる。斯くして実体の図式並びに原因性の図式における実在的なものの概念はより明瞭となったと言えよう。

原因性の範疇から、その図式の下に如何なる原則が導出され得るのであろうか。私は、原因性の概念が法則の概念を含むという Kant の前掲のことば (IV, S. 446) に注目したい。この法則こそ原因性の範疇から先験的図式の下に導出される原因性の法則を含むのではなかろうか。Kant は「概念の分析論」において、純粹悟性が「原因の範疇により、凡て生起するものを時間一般のうちにその関係に関して規定する」という考え方を述べていた。この考え方は「原則の分析論」のうちにも受け継がれていると解される。しからばこの命題こそ「原則の分析論」における、原因性の法則に表現を与えたものである、と解し得るのであろう。ところで経験の第二類推は次の如きものである。

「産出の原則 生起する (存在し始める) 凡てのものは、自らが規則に従ってそれに続いて生ずるといふ何か或るものを前提する」 (第一版)。「原因性の法則に従った継起の原則 凡ての変化は原因と結果の連結の法則に従って生起する」 (第二版)。

第一版の定式はその中に規則なる概念を含んでおり、また第二版の定式もその中に法則なる概念を含んでいることが注目される。第二版の定式は「原因性の法則に従った継起の原則」を第二類推として掲げており、第二類推が原因性の法則と異なることを示唆している。原因性の法則と第二類推とが異なるかどうかということについて判断を下すために、私は Kant によって述べられた第二類推の証明について考察することにしよう。

## 2. 第二類推の証明

### (1) Strawson の解釈

Kant の経験の第二類推の証明に関して P. F. Strawson は考察を行ない、Kant のこの証明を non sequitur of numbing grossness と断定している。ところで経験の第二類推の証明についての Strawson の解釈は果して疑問の余地のないものであろうか。彼の解釈は次の通りである<sup>3)</sup>。

Strawson によると「類推において解かるべき問題は次のように表わされ得るのであろう。世界が客観的として捉えられるためには……知覚の秩序と、世界の客観的構成要素が独立に有する秩序並びに関係とを区別することが可能でなければならぬ。……客観的秩序は我々が知覚の内容に適用する概念、……知覚の必然的結合の概念において表わされなければならぬ。類推の問題は、如何にその秩序が表わされているか若しくは表わされなければならぬかを示すことである。しかし Kant は実際には問題をこの形では提起していない。類推においては、問題は客観的時間関係を規定する必然的制約を確かめる問題として表わされている。」そしてこの問題は、Kant において、二つの時間関係、即ち対象間の時間関係と知覚の系列の項の間の時間関係を区別する可能性の必然的制約を発見するという問題である。第一類推においては Kant は「客観的時間規定の一般的制約」に関わっていた。第二及び第三類推においては Kant は「客観的時間関係の規定の可能性の一般的制約の問題」から転じて「客観的継起の経験的認識並びに客観的同時存在の経験的認識の特殊な制約」の問題に向っている。第二及び第三類推の中心的な考え方は以下の如くである。客観的なものの知覚と解されるあらゆる継時的知覚について、そ

の知覚の順序が可逆的であるか不可逆的であるかという問題が生ずる。客観的变化の知覚の順序は不可逆的である。客観的に同時に存在する事物の知覚の順序は可逆的である。Kantはこの区別を利用して、原因性の或る原理が知覚により経験的に認識され得る如何なる客観的事象に対しても妥当することを証明しようとする。Kantは知覚の対象による知覚の惹起が、客観的变化や客観的同時存在の概念と、知覚の規定された若しくは規定されていない順序の概念とを結合する役目を果たすとは考えない。寧ろ知覚の規定された若しくは規定されていない順序の概念が、客観的变化や客観的同時存在の概念と、知覚の対象の間の因果的関係に因する或る一般的原理とを結合する役目を果たす、と Kant は考える。結合の役目を果たす概念の役割は、客観的世界へのこれらの原理の適用を前提しなければ我々はそれらの客観的時間関係の経験的認識を要求し得ぬだろうということの証明を与えることにある。客観的变化の知覚の順序は必然的である。ここから Kant の論証は *non sequitur* によって進んでいる。客観的継起が A から B への変化であるとする。B の知覚が A の知覚に継起することは必然的であると認められる。知覚の順序を必然的と看做すことは、A から B への変化を因果的規定の規則の下に立つものとして必然的と看做すことである。ここに飛躍がある。Kant は必然的という言葉の意味を変化させている。A から B への変化が観察されるとしたら、観察者の知覚が A の知覚から B の知覚へという順序を有することは概念的に必然的である。しかし論証の結論においてよび出されている必然性は概念的必然性ではなくして変化の因果的必然性である。

第二類推の証明についての Strawson の解釈の特徴として先ず第一に次のことを挙げることができよう。即ち Strawson が、知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別を以て Kant の論証にとり本質的な区別であると解している点である。私は Strawson の解釈のこの点について吟味することにしたい。

## (2) 第二類推の証明

第二類推の証明は次の六か所でなされていると考えられる<sup>4)</sup>。第一の証明 第一版の第一の段落から第四の段落まで (A189-94 = B234-9)。第二の証明 第五の段落から第七の段落まで (A194-6 = B239-41)。第三の証明 第八の段落から第十の段落まで (A196-9 = B241-4)。第四の証明 第十一の段落から第十三の段落まで (A199-201 = B244-6)。第五の証明 第十四の段落 (A201-2 = B246-7)。第六の証明 第二版で追加された部分 (B232-4)。Strawson は知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が Kant の論証にとり本質的な区別であると解するが、知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別について Kant が具体的に例を挙げて説明しているのは、上の六つの証明のうち第一の証明においてのみである。Kant は言う。

「事象のあらゆる覚知は斯くして他の知覚に継起する知覚である。しかしこの継起するということは、私が先に家の現象において示したように、覚知のあらゆる総合においてなされているのであるから、それによつては覚知は他の覚知からなす区別されないのである。しかしまた私は次のことを認める。即ち或る生起を含む現象において知覚の先行状態を A、それに継起する状態を B と名づける場合、B は覚知においては A に継起するのみであり、知覚 A は B に継起し得ず、ただ B に先行し得るのみであるということである。私は例えば船が川を下るのを見る。……前述の家の例においては私の知覚は覚知において家の最上部から始めて土台で終ることができたが、また下から始めて上で終ることもできた。……これらの知覚の系列には斯くして、多様を経験的に結合するためには私が覚知においてどこから始めなければならぬかを必然的ならしめるところの如何なる規定された順序もなかったのである。しかし生起することの知覚においてこの規則は常に見出され得る。そしてこの規則は（この現象の覚知における）次々と継起する知覚の秩序を必然的ならしめる」（A192-3 = B237-8. Mellin に従い wenn を wo と訂正）。

上に引用した部分は第二類推の証明にとり本質的な箇所であろうか。私は第二類推の証明が如何な

ものであるかということについて考察することにするが、先ず経験の類推の証明についての Kant の見解をみることから始めたい。

Kant は「先験的方法論」において概念からの直接総合的命題としての定説 (Dogma) と概念の構成による直接総合的命題としての定理 (Mathema) とから純粹悟性の原則を区別している。「全純粹理性は悟性概念によって確実な原則をたてるけれども、直接に概念からなすのではなくて、常に唯間接に全く偶然的なもの即ち可能的経験に対するこれらの概念の連関によってなすのである。というのは可能的経験（したがって可能的経験の対象としての或るもの）が前提される場合には、純粹悟性の原則は勿論必証的に確実であるが、それ自身としては（直接には）決して先天的に認識され得ぬからである。斯くして『凡て生起するものはその原因を有する』という命題を誰もこれらの所与概念のみから根本的に理解することはできぬ。それ故にこの命題は定説ではない」（A 736-7=B 764-5）。「原則の分析論」において Kant は次のように言う。「これらの先験的自然法則に因して用いられた証明法並びにかかる自然法則の特性について一つの注意をしておく必要がある。そしてこの注意は、知的にして同時に総合的な先天的命題を証明せんとする他のあらゆる試みに対する規則として、同時に極めて重要でなければならない。我々が之らの類推を——即ち凡て存在するものは持続的なものうちのみ見出されるということ、あらゆる事象は自らが規則に従ってそれに継起するという先行状態における或るものを前提するという、最後に、同時に存在する多様においては諸状態は規則に従った相互関係をなして同時に存在する（相互性のうちにある）ということ——独断的に、即ち概念から証明せんとしたならば、あらゆる努力は全く無駄なものであったらう。というのは或る対象とそれの現存在から他の対象の現存在若しくはその存在する仕方へ斯かる物の単なる概念によって到達することは、仮令我々が如何ほどその概念を分析するにしても、全く不可能であるからである。それでは我々に何が残ったであろうか。対象の表象が我々に対し客観的實在性を有すべきであるならばあらゆる対象が結局それにおいて我々に与えられ得るのでなければならぬところの認識としての経験の可能性である。さてこの第三者——之の本質的形式はあらゆる現象の統覚の総合的統一のうちに存立する——のうちに我々は、経験的時間規定すらそれなくしては不可能であろうところの、現象におけるあらゆる現存在の汎通的必然的時間規定の先天的制約を見出した。そして我々がそれにより経験を予料し得るところの先天的総合的統一の規則を見出した」（A 217=B 264）。

我々は上に引用した A 736-7=B 764-5 の文と A 217=B 264 の文とを連関させ、経験の類推の証明の仕方は次の如くであると考えてよからう。即ち可能的経験が前提されるならば経験の類推は必証的に確実であるということを示すのが経験の類推の証明の仕方である、と。さて Kant は先験的命題には一つの証明のみが可能であると言う（A 787-8=B 815-6）。斯くして Kant は第二類推の証明に際して一つの基本的な考え方を根底に有していたと言えよう。それではそのような基本的な考え方は如何なるものであったか。私は Kant が次のように考えていたとみる。客観的事象の認識には何かがある客観的事象に先行していることが含まれている。というのは先行者との関係においてのみ件の客観的事象は時間関係を得るから。しかして客観的事象がこの時間関係におけるその規定された時間位置を得ることができるのは、先行状態のうちに何か——それに客観的事象が規則に従って継起する——が前提されるということによってのみである。先行状態のうちに前提されるこの「何か」は、客観的事象の継起の規則に対する制約であり、この制約が客観的事象を規定するのである。制約と、被制約者としての客観的事象との関係は原因と結果の関係である。斯くして現象の継起を原因性の法則の支配下に置くことによってのみ経験は可能である。「原因性の法則に従った継起の原則」の証明は上の如くである。

第二類推の証明に際して Kant の採った基本的な考え方が以上の如くであるとしたら、知覚の順序の可逆性と不可逆性について例を挙げて具体的に説明している箇所（A192-3=B237-8）は第二類推の証明にとって本質的な部分ではないということになる。それでは A192-3=B237-8 の箇所を含む第一の証明を私はどう理解したらよいのであろうか。私は第一の証明と第二類推の証明における Kant の基本的な考え方を比較し、以て第一の証明を理解して行かねばならぬと考える。私は第一の証明を次のようなものとして捉える。

現象の多様の覚知は常に継時的である。「覚知における現象の多様の表象は常に継時的であるが、現象そのものにおける多様に時間における如何なる結合が帰属するかを私は示すべきである」（A190=B235）。ここで現象は表象の対象（私が覚知の表象からひき出す概念はその対象と一致すべきである）とみなされている（A191=B236）。現象は「それを他の凡ての覚知から区別するところの、そして多様の或る仕方の結合を必然的ならしめるところの規則の下に立つ場合、そのことによってのみ覚知の表象から区別された表象の客体として表象され得る」（A191=B236）。覚知の主観的継起は現象の客観的継起から導出されなければならぬ。さもなければ覚知の主観的継起は全く不定であり、如何なる現象をも他の現象から区別しないから。覚知の主観的継起のみでは客体における多様の結合について何も証明しない。客体における多様の結合は、現象の多様の順序——それに従って或る事象の覚知が先行の他の事象の覚知に規則に従って継起する——のうちに存立する。一般に或る事象に先行するところのものの中に、この事象が常に必然的にそれに従って継起するところの規則に対する制約が存在しなければならない。「継起するところのものが存在するが故に、私はそれを他のもの一般——先行するところの、且つ規則に従ってつまり必然的に後続のものがそれに継起するところの——に必然的に関係づけなければならない。したがって制約されたものとしての事象は何らかの制約を確実に指し示すが、その制約は事象を規定するのである」（A194=B239）。

第一の証明は、覚知の主観的継起が現象の客観的継起から導出されなければならぬという考え方を根底に置いているのであり、知覚の順序の可逆性若しくは不可逆性について具体的に例を挙げて説明した部分（A192-3=B237-8）を必須の部分としてはいないことになる。

私は、知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が Kant の論証にとり何ら本質的な区別ではないと解する点で Strawson の解釈には従わない次第である<sup>5)</sup>。したがって Kant の論証を non sequitur とみる Strawson の見解に与することはできない。

### (3) Allison の Strawson 批判

Strawson の non sequitur という Kant 批判に反駁を加えた人として H. E. Allison がいる。Allison の主張は次の如くである<sup>6)</sup>。

Kant は實在論的な立場から客観性の分析を始めている。實在論的な立場は対応の伝統的概念をめぐって論議を展開させることになる。この対応は必然性（之は概念的必然性の意味にも因果的必然性の意味にも解される）の要素により特徴づけられる、と Kant は考えた。しかし Kant が対応をそのように特徴づけると、Kant の関心は、この対応の意識のうちに必然的に含まれるところのものの考量に移る。対応の意識のうちに必然的に含まれるところのものの考量は、必然性の新しい概念即ち対象の意識における必然的統一へと導く。そうしてこの必然的統一はそのような意識の必然的制約としての概念の定立へと導く。最後に挙げた必然性（悟性の必然的規則または純粹悟性概念）は最初のもの（認識とその対象との間の対応を特徴づける必然性）の意識の基礎である。対象の意識のうちに含まれる必然性が因果的必然性でなければならぬ理由は直ちには明らかでないが、Kant は対象の意識が必然的規則に従った表象の統一を要求するという一般的結論と、問題になっている規則が原因性の概念によって表現されているという特殊な結論とを結びつけているのである。しかして斯かる結びつけは時間

の構造に関する命題に依存している。斯くして概念的必然性から因果的必然性への、必然性の概念の遷移は、Allisonによれば、単なる混乱の所産ではない。Kantは必然性の概念の区別を前提しているのである。上述の、必然性の概念の遷移が単なる混乱の所産ではないとしたら、Kantの論証が non sequitur だとは言えない、と Allisonは考える。

Allisonは時間の構造に関する命題に注目している。Allisonは「与えられた時間から、規定された後続の時間への前進は必然的である」ということば (A194=B239) と「先行の時間は後続の時間を必然的に規定する (というのは私は先行時間を通じてのみ後続時間に到達できるから)」ということば (A199=B244) のうちに、時間の構造に関する Kant の見解が表明されている、とみる。それでは Allison は第二類推の証明の核心的部分を何処に見出すのであろうか。Allison は、時間の構造に関する Kant の命題を取り出しているのであるから、時間の構造に関する命題と関連させた次の命題のうち第二類推の証明の核心的部分と見出しているのではないかと、と差当り想定されるのである。

「先行の時間が後続の時間を必然的に規定する (というのは私は先行時間を通じてのみ後続時間に到達できるから) ということが我々の感性の必然的法則、したがってあらゆる知覚の形式的制約であるなら、過ぎ去った時間の現象が後続の時間における各現存在を規定するという、そして前者が後続の時間における現象に時間におけるその現存在を規定する、つまり規則に従って確定する限りにおいてでなければ、後者は生起しないということもまた時間系列の経験的表象の不可欠的法則である」 (A199=B244)。

上に引用した A199=B244 の部分は第四の証明に含まれている。若し Allison が上に引用した部分のうち第二類推の証明の核心的部分を見出しているとしたら、私は Allison の見方に同意することはできないのであるが、Allison は次の箇所第二類推の証明の核心的部分を見出している。

「我々が斯くして何かが生起することを経験するなら、我々はその際常にそのものが規則に従ってそれに継起するところの、何らかのものが先行していることを前提しているのである。というのは斯く前提することなしには、私は客体についてそれが継起すると言わないであろうから。なぜなら私の覚知における単なる継起は、もしそれが先行のものとの関係において規則により規定されていないなら、客体のうちに如何なる継起を想定する権利も与えないからである。斯くしてそれに従って現象がその継起においてつまり現象が生起するように先行状態によって規定されるところの規則に関して、私が覚知の主観的総合を客観的なものにするということが常に行なわれ、かかる前提の下においてのみ、生起することについての経験すら可能である」 (A195=B240. Erdmann に従い keine . . . Objekt anzunehmen berechtigt と読む)。

Allison が第二類推の証明の核心的部分を上に引用した A195=B240 の部分に見出していることについて、この Allison の見解は第二類推の証明の本質についての私の見解 (上述の(2)参照) と一致すると言い得ると思う。だが私は Allison に一つ疑問を呈し得る。それは、Allison が時間の構造に関する Kant の命題として挙げたものが第二類推の証明の核心的部分として自らが挙げた箇所において如何なる役割を果たしているのであろうか、という疑問である。Allison は時間の構造に関する命題に、既述の如く、重要な役割を与えようとしていたのであるが、時間の構造に関する命題はそのような役割を果たしていないと思われる。つまり Kant は対象の意識が必然的規則に従った表象の統一を要求するという一般的結論と、問題になっている規則が原因性の概念によって表現されているという特殊な結論とを、時間の構造に関する命題に依拠して結びつけている、という Allison の解釈に私は従うことができない。Allison の解釈が不十分に終わったのは何故であろうか。Allison は知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が Kant の論証にとり本質的な区別であるとみる Strawson の解釈の上に立

って、Strawson のいう必然性の概念の遷移を認める方向に向って考察を進めている。Allison は第二類推の証明の核心的部分の指摘において正当であったが、その正当な指摘も、Strawson に従った考察の出発の仕方及び Strawson に従った考察の展開の方向に規定されて整合的に展開されることなく終わっていると言えよう。私は Allison の Strawson 批判は不十分なものとする。私が Strawson を批判するのは Allison とは異なった仕方においてである。

### 3. 原因性の法則と第二類推

第二類推の第一版の定式は、上述の如く、規則の概念を含むが、この規則の性格の考察を通じて私は原因性の法則と第二類推とが異なることを示したいと思う。この規則は現象の継起の規則であると解されるが、この規則の性格は Kant が挙げた次の例により解明されよう。

「前には固かった蠟が溶ける場合、この事象が恒常的法則に従ってそれに継起したところの或るもの（例えば太陽熱）が先行したに違いないことを私は先天的に認識し得る。尤も経験を俟たずして結果から原因を、或いは原因から結果を先天的に経験の教示なしに規定的に認識することはできないであろうが」（A766=B794）。

上の文の恒常的法則が現象の継起の規則であろうが、この恒常的法則は「蠟を照らす日光は蠟を溶かすが同時に粘土を固める」という法則を意味していると解される（Vgl. A765-6=B793-4）。しかしこの法則は「経験のみが我々に教え得る」（A766=B794）。斯くして現象の継起の規則が経験によって知られ得る規則であることになったが、この規則に従う継起が必然的継起とされていることについて（Vgl. A193=B239, A194=B239, A201=B247, A202=B247）究明が必要だろう。Kant は次のように述べていた。

「空間・時間における現象の合法則性としての自然一般の基礎となる法則以上の法則には、単なる範疇により現象に先天的法則を定める純粋悟性能力も及ばないのである。特殊な法則は、それらが経験的に規定された現象に関わるが故に、仮令それらが凡て自然一般の基礎となる法則の下に立つにせよ、その法則から完全には導出され得ないのである。特殊な法則を一般に認識するためには経験が加わらなければならない。しかし経験一般及びその対象として認識され得るものについては件の先天的法則のみが教示を与えるのである」（B165, Vgl. A216=B263）。

経験によってのみ知られる法則は、純粋悟性能力によって現象に対して定められる先天的法則の下に立つのである。経験によってのみ知られる法則に従う継起はその故に必然的とされたのである。ところで現象の継起の規則が、その下に立つという、純粋悟性によって定められる先天的法則とは何であろうか。私は之が原因性の法則であると思う。

第二類推は規則の概念を含むが、この規則は「経験のみが我々に教え得る」規則であり、この規則は原因性の法則の下に立つということになった。斯くして第二類推は原因性の法則と異なることが明らかとなった。

私は第二類推と原因性の法則が異なることを、更に第二類推が統制的原則とされていることの意味をたずねることを通じて示したいと思う。Kant は経験の類推が統制的原則であると言う。

「哲学においては類推は二つの量的関係の相等ではなく質的關係の相等である。その場合私は与えられた三つの項から第四項に対する関係のみを認識し得るが、この第四項そのものを認識し先天的に与えることはできな

い。しかし私は恐らく第四項を経験のうちに探し求める規則を有し、第四項を経験のうちに見出す標識を有するのであろう。経験の類推は斯くして、それに従って知覚から経験の統一が……生ずべき規則であるだろう。そして対象（現象）についての原則として構成的にはなく単に統制的に妥当するだろう」（A179-80=B222-3）。

第二類推は、L. W. Beck の言う如く<sup>7)</sup>、「事象に因果的に連関している何か他の事象があるということを告げ、その何か他の事象を見出すのにどのように進んだらよいかを我々に告げる。」或いは M. Heidegger の言う如く<sup>8)</sup>、「或るものを与えられた現存在との関係におけるもう一つの与えられていないものの現存在の探求並びに発見の規則」である。第二類推は与えられた二つの事象の関係について立言するものではなく、所与の事象と連関する事象を探求せしめる原則である。それでは所与の事象と連関する事象を探求する主体は如何なるものであろうか。この点について若干考察を試みたい。私は第二類推が様相の原則の項において言及されていることに注目したい。

Kant によれば「様相の範疇は次のような特殊性を有する。即ち様相の範疇はそれが述語として付け加えられた概念を客体の規定として少しも増大させることはなく、唯認識能力に対する関係を表現するだけである」（A219=B266）。「様相の原則は物一般についての我々の概念を増大せしめず、その概念が一般に認識能力と結合される仕方だけを示す」（A234-5=B287. Erdmann に従い unsertn と読む）。ここで認識能力は、経験的使用における悟性、経験的判断力並びに経験に対する適用における理性であるとみてよからう（Vgl. A219=B266）。私は現実性の原則についての Kant の説明をみることにする。「事物の現実性を認識する要諦は、なるほどその存在が認識されるべきであるところの対象そのものの知覚（したがってひとが意識している感覚）をまさに直接に要求することはないが、しかし経験一般におけるあらゆる実在的結合を明示する経験の類推に従った、その対象と何らかの現実的知覚との関連を要求する」（A225=B272. Valentiner の読み方に従う）。Kant はこのことを説明するために次のような例を挙げている。「我々は引きつけられた鉄片の知覚から、あらゆる物体にゆきわたっている磁気物質の現存在を認識する。仮令この物質の直接的知覚は我々の器官の性質により不可能であるにしても」（A226=B273）。第二類推は、この例においては、鉄片が引きつけられるという事象と因果的に連関している他の事象の存在を告げている。私は次に必然性の原則についての Kant の説明をみることにする。「他の与えられた現象の制約の下に必然的として認識され得るのは、与えられた原因からの、原因性の法則に従った、結果の現存在のみである。斯くして我々がその必然性を認識し得る——しかも知覚において与えられている他の状態から原因性の経験的法則に従って——のは事物（実体）の現存在ではなく、事物の状態の現存在のみである」（A227=B279-80）。「必然性は、原因性の力学的法則に従った、現象の関係と、それに基づく可能性——何らかの与えられた現存在（原因の）から先天的にもう一つの現存在（結果の）へと推論する可能性——とにのみ関わるのである」（A227=B280）。上に引用した A227=B280 の文において必然性は二つのものに関わるとされている。この両者のうち後の方が注意されるべきである。即ち原因性の力学的法則に従った現象の関係に基づく推論の可能性である。そして第二類推はかかる推論の可能性の基礎に存する規則と解されるであろう。もし上の如く解されるとしたら、第二類推は、与えられた事象と因果的に連関している他の事象の存在を告げている、と言えよう。

私は上において、様相の原則の項に登場している第二類推に関して考察し、第二類推が所与の事象と因果的に連関している他の事象を探求せしめる規則であることをみたが、かかる探求の主体は、第二類推が様相の原則の項で詳細に考量されているが故に、様相範疇に関わる認識能力であると解すべきだと思う<sup>9)</sup>。第二類推が様相範疇の関わる認識能力の探求の規則であるとしたら、第二類推は純粹悟性の定める原因性の法則と異なるであろう。というのは原因性の法則はそのような探求の規則ではなく、現象の先天的法則であるからである。第二類推は原因性の法則の客観性を前提しているのである。このことは次のことばのうちに示されている。「必然性は、原因性の力学的法則に従った現象の

関係と、それに基づく可能性——何らかの与えられた現存在（原因の）から先天的にもう一つの現存在（結果の）へと推論する可能性——とにのみ関わるのである」（A227=B280）。原因から結果への推論の可能性は原因性の法則に基づく現象の関係に依拠しているのである。

#### 4. 原因性の法則に関する考察

原因性の法則に関して考察すべきことが幾つかあると思われる。先ず第一に、Kantにおいて、原因と結果の関係に立つのは、実体が第一の状態から第二の状態に移行する場合のその第一の状態と第二の状態とであろうか、という問題がある。Kantは「b〔実体の第二の状態〕— a〔実体の第一の状態〕の生起」を変化と看做しており（A207-8=B253）、変化が原因を有するとみる（A208=B253）。実体のaからbへの移行が原因を有するのであり、aとbとが原因と結果の関係にあるかどうかは探究を必要とする。私はKantの挙げた例を手掛りとして考察を続けたい。Kantはストーブの火と部屋の暖かさが原因と結果の関係にあると言う。そしてここでは原因と結果が同時に存在していると述べている。Kantによれば「自然における作用原因の大部分はその結果と同時に存在する」（A202-3=B248）。そして「結果が初めて生ずる瞬間において結果はその原因の原因性と常に同時に存在する。というのは原因の原因性が一瞬前に存在することをやめたとしたら、結果は全く生じなかったであろうから」と言う（A203=B248）。ここには原因の原因性と結果が同時に存在することが告げられているが、その同時存在は原因の原因性と結果との間の時間が消尽的であるということであろう（A203=B248）。さて実体の状態というのは実体の存在する仕方であるから、実体が第一の状態から第二の状態へ移行する場合の第一の状態と第二の状態とが上述の意味において同時に存在することはできないだろう。そうすると実体の第一の状態と第二の状態とは原因と結果の関係にはないことになる。蓋し原因と結果の関係に立ち得るのは、上述の意味において同時に存在し得る実体の状態と実体の状態でなければならないからである。したがって昼は夜の原因でないことになる。

原因性の法則に関して考察すべき第二のことは、原因性の法則が観察を根拠にして悟性によりたてられた一般的定式ではなからうかという見解とKantの見解との関係についてである。F. Paulsenは次のように考えている<sup>10)</sup>。

彼はKantの行なった主観的な意識内容と客観的現象界の区別を正しいとする。現象の継起は合法則的であるとする。だが彼は次のような批評を加える。「現象の客観的継起が意識における知覚の継起から導出され得るのではないかという問題は……なお決せられていない。力学の法則は現象の客観的継起を表現している。だが意識における知覚の継起がその前提である。……悟性は力学の法則を見出し定式化するのである。だが純粋に内在的な『先験的論理学』によってではなく、時間における与えられたまたは観察された継起を根拠にしてである。……我々が知覚において与えられた変化の継起を辿ったとき、同じ状況の下では同一の現象が常に同じ現象に継起したという観察を根拠にして悟性は一般的定式を形成した。即ち同一の現象は規則的に結果として同一の現象を有する。かかる定式の真理は力学及び重力の法則に基づいているのと同一の基礎に基づく。即ち空間における現象の与えられた関連の定式化にそれらが役立ち得るということに基づく。」Paulsenは上の如くKantを批評し、或る最も普遍的な命題を自然法則の関連から取り出して来て、これらを唯思惟の本性に基づかしめようとするKantの努力を無駄であると断定する。「原因性の法則は、学問がその仕事をなすに当っての究極的な公理的な前提である。がしかし固定した先天的な所有物ではなくて、『与えられた』材料にとりかかっているうちに形成

される。Kant の見解も根底においては之である。唯 Hume の懐疑論に対する不安が Kant の斯く言うのを妨げているにすぎない。」

Paulsen の見解は如何に評価されるべきであろうか。私は経験論的な考え方に対する Kant の拒否 (Vgl. A195-6=B240-1) に注目すべきだと思う。私は前に、客観的事象の継起の規則とその規則に対する制約とが Kant において区別されており、客観的事象の継起の規則が経験によってのみ知られ得るとされていることをみたが、Paulsen は斯かる事態を明瞭に洞察していなかったと思われる。L. W. Beck は「事象の継起と表象の単なる継起……の区別は、或る表象の対象が他の表象の対象に先行しなければならぬという原理を要求する」と述べているが<sup>11)</sup>、Paulsen は「主観的な表象経過と現象の客観的な経過との区別」を Kant のうちに認めていたのであるから、Paulsen は Beck の命題の方向に自らの思惟を進めるべきであったと思われる。そして現象の継起の規則に対する制約について考察すべきであったと思われる。このように考えてくると、原因性の法則の経験論的理解と Kant の見解との差異は明瞭となるであろう。

原因性の法則に関して第三に考察すべきは、現象に結果を惹起する力を否認する解釈の妥当性についてである。Paulsen が斯かる解釈を採っている。「現象は概念同様にそのものとしては作用し得ぬ表象の産物である。しかし概念が論理的に規定しあうように、現象は互いに空間・時間における位置を規定し得る」と Paulsen は述べている<sup>12)</sup>。この見解の検討に際して私は純粹悟性と様相範疇の関わる認識能力との区別を念頭に置かねばならぬと考える。そして原因性の法則は、純粹悟性が「原因の範疇により、凡て生起するものを時間一般のうちにその関係に関して規定する」ということを意味している、と私は考える。斯かる純粹悟性の立場に立つならば、現象は表象に他ならず、現象に作用する力を否認する解釈は受け容れられる。しかし様相範疇の関わる認識能力の立場に立つならば、表象の主観的継起と現象の客観的継起は区別され得ることとなる。斯かる認識能力の立場に立つならば、現象に作用する力を認めることができるのである。原因と位置規定の関連についての Kant のことば (A219=B259) 及び原因性、働き、力並びに現象としての実体の概念の関係についての Kant のことば (A204=B249-51) は、様相範疇の関わる認識能力の立場に立つ場合にのみ理解できるものとなる。したがって純粹悟性の立場に立つならば現象に力は否認されることになるが、様相範疇の関わる認識能力の立場に立つならば現象に力は認められることになる。但し Kant が次のように述べていることは顧慮されなければなるまい。

「我々は如何にして何らかの現存在により、他者の現存在が定立されるかという可能性を決して把捉しない」 (A448=B476)。「我々は、自然法則に従う原因性が前提されなければならぬということを先天的に認識することで、自然法則に従う原因性に関して満足しなければならぬ」 (A448=B476)。

## 5. 第二類推と第三類推の関係

第二類推と第三類推は如何なる関係にあるだろうか。先ず第三類推の証明について考察することにする。第一版の最初の三つの段落 (A211-3=B258-60) における叙述は次の如くである。

「事物は同一の時間に存在する限り同時に存在する」(A211=B258)。それでは「事物が同一の時間に存在することをひとは何によって認識するのか。」「この多様の覚知の総合における順序がどうしてもよい場合に……ひとはそのことを認識する。というのは事物が時間において継時的(Aから始まりEで終る順序のうちにある)ならば、知覚における覚知をEから始めてAへ遡って進むことは不可能であるから」(A211=B258. Wille に従い wären と訂正)。さて現象としての実体の同時存在が可能的知覚の対象であるためには、各実体が完全に孤立したりすることなく、一実体が他の実体に働きかけ、また他の実体から影響を及ぼされることが必要である。斯くして「単なる現存在〔継起する知覚により現象に対して規定される現存在〕の他に、AがそれによりBに対し時間におけるその位置を規定し、また逆にBがAに対し時間におけるその位置を規定するところの何かが存在しなければならない。というのはこの制約の下においてのみ上述の実体は同時に存在するものとして経験的に表され得るからである。……実体は力学的相互性(直接的または間接的)の下に立たねばならぬ」(A212-3=B259)。

第三類推の証明は上の如くであるが、客観的継起から知覚の順序の不可逆性への推理がなされている。Kantは客観的継起の場合に平行させて同時存在の場合を考察している。即ち事物の同時存在から知覚の順序の可逆性を導き出している。ところで第三類推の証明の核心は何処に存するのであろうか。私は、事物の同時存在の認識のためには実体は力学的相互性の下になければならぬ、という点に第三類推の証明の核心を見出す。斯かる見方が許されるとしたら、知覚の順序の可逆性について述べた部分は事物の同時存在の認識に関連して付加的に言及されたにすぎぬことになり、第三類推の証明に対して必須の部分となすものではないと言えよう。第二類推の証明においては知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別は本質的な部分となすものではない、と私は解したが、私の解釈は第三類推の証明の考察により支持されるように思う。

私は原因性の法則の考察に際して、実体の第一の状態とそれに続く第二の状態の間に原因結果の関係があるのではないことを指摘したが、かかる指摘は第三類推の考察にとっては重要である。蓋しかかる指摘は、第三類推が諸実体の状態の間の相互性に関わるものであることを明瞭に把握せしめるからである。更に相互性の概念が不可能ではなからうかという見解について触れておく。私はKantが第二類推の項において、時間順序と時間経過を区別し、或る実体の規定と他の実体の規定の間の時間が消滅的であり得る、つまり両規定が同時に存在し得ると考えていたこと(Vgl. A 203=B248)、並びに原因が変化を一瞬のうちに生じさせるのでなく、實在性の量により小さなすべての度を通じて或る時間のうちにおいて産出されると考えていたこと(Vgl. A 208=B 253-4)を引き合いに出したい<sup>13)</sup>。Kantの斯くの如き考察に従えば、相互性の概念は可能なのである。第三類推は、第二類推の項で示された諸々の見解を前提しているものであり、その意味において第三類推は第二類推を前提していると言えよう。

## 結 び

私は「先験的分析論」において提示された原因性の法則について考察し、この原因性の法則を経験の第二類推から区別した。前者は純粹悟性の立場において考えられるものであり、後者は様相範疇の関わる認識能力の立場において考えられるものである。それでは「先験的分析論」において提示された原因性の法則は実践的認識に関与するであろうか。Kantの「先験的分析論」における考え方によ

れば、「純粹範疇それ自体は、純粹範疇が総合的統一の機能としてその多様に適用されるところの直観が純粹範疇の根底に存しないところでは何ら客観的意義を有しないのである」(A348-9)。斯くして上述の原因性の法則は直観の存在を要求すると言えよう。実践的認識に斯かる直観の存する場合があるであろうか、という問題が解決を要する問題として残ることになる。

それでは実践的認識においてのみ登場する原因性の法則は存するものであろうか。Kant のことはそのような原因性の法則の存在を告げている (V, S. 105)。「先験的分析論」において提示された原因性の法則と実践的認識においてのみ登場する原因性の法則とは原因性の範疇に関していよう。原因性の範疇は法則の概念を含むが、その法則が上の二つの法則であることになろう。上の二つの法則のうち前者は原因性の範疇を先験的図式の下に適用したものであり、時間の概念と結びついているが、後者はどうであろうか。実践的認識においてのみ登場する原因性の法則は時間の概念とどのような関係にあるのだろうか。私はこのような問題に当面することになるが、斯かる問題意識は、私のこの小論における考察が招来するところのものである。この小論における考察は、実践的認識においてのみ登場する原因性の法則の把握の一助となろう。

#### 註

- 1) Kants Gesammelte Schriften (Akademie-Ausgabe), V, S. 3-4. 以下 Kant からの引用は『純粹理性批判』を除いて之による。
- 2) ここに出て来る「継起」は時間順序に関して言われているのであり、時間経過に関して言われているのではない、と私は解する (Vgl. A145=B184-5, A203=B248)。
- 3) P. F. Strawson: *The Bounds of Sense*, 1966, pp. 118ff.
- 4) Cf. N. K. Smith: *A Commentary to Kant's "Critique of Pure Reason"*, 1918, 2nd ed., 1923, pp. 363-4; H. J. Paton: *Kant's Metaphysics of Experience*, II, 1936, 4th impression, 1965, p. 224; 岩崎武雄氏「カント『純粹理性批判』の研究」1965, p. 265.
- 5) Paton は、Kant が感官知覚の視察された不可逆性から客観的継起へと推論しているのではなく、想定された客観的継起から知覚の不可逆性へと推論していると解し (op. cit., pp. 239-40, 299), また Kant が客観的同時存在から知覚の可逆性へと推論していると解する (p. 300)。そして若し Kant が知覚の可逆性から客観的同時存在へと推論しているとしたら、Kant は一つの前提を必要とすることになるという。というのは知覚が可逆的若しくは不可逆的として記述されるためには知覚は実在的対象の状態を表わすと看做されなければならないからである (p. 300)。

Strawson は知覚の順序の可逆性若しくは不可逆性の区別を Kant の論証にとり本質的な区別であると看做し、知覚の順序の可逆性若しくは不可逆性から客観的同時存在若しくは客観的継起へと Kant が推論していると解するのだから、Strawson は知覚が実在的対象の状態を表わすという前提を Kant のうちに見出していると思われる。それは知覚が Strawson において「客観的なものの知覚」とされていることから窺われよう (Cf. op. cit., p. 133)。Strawson は知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が Kant の論証の必須の部分となすと考え、知覚の順序の不可逆性から客観的継起へと Kant が推論したと解するのであるが、Strawson は或る困難に直面した。それは、知覚の不可逆的な順序が客観的継起を証明しないような場合の存することを Strawson が見出したからである。Strawson は二つの同時に存在する対象 A と B について、A を知覚する (聞く) 前に、B を知覚する (見る) ということがあるということに気づいた。Strawson はそこで Kant の理説は同一の知覚の仕方に関わるのであり、聴覚と視覚という如き二つの知覚の仕方に関わるのではない、と解する。斯かる Strawson の解釈はどうであろうか。

A. Riehl は Strawson が考察した事態とよく似た事態について考察していた。「我々が或る距離の所から部隊の訓練を観察する場合、我々は規則的に部隊の動きを指揮官の命令よりも先に知覚する。ここでは我々の知覚の順序が客体の継起とは逆であることを、我々は転換の因果的制約——音とくらべたら比較にならぬ程速い光の速度——から認識する。Hume に反対する Kant の命題は依然として成り立つ。因果法則により我々は印象の継起が……実際に客観的継起であるかどうかをを認識する」(Der philosophische Kritizismus, II, 2. Auflage, 1925, S. 284 f.)。このような Riehl の解釈は、Kant の理説が同一の知覚の仕方に関わるのであるという制限を必要としない。上述の如き制限を必要とする Strawson の解釈は妥当ではなからう。斯くして私は、Kant が知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別から出発したという Strawson の解釈に従うことができない。

それでは Kant は知覚についてどういう見方をしていたのであろうか。Riehl によると「知覚の単なる継起のみによっては時間関係は普遍妥当的に規定されない、したがって主観的である。……この規定には根拠と帰結の概念機能が必要である」(S. 283)。「私有家を直視するにせよ、船が流れを下るのを見るにせよ、両方の場合私の覚知は……いわば恣意的である。したがってそれのみからは家の部分が共在するか、船の位置が継起するかという事は認識されない」(S. 284)。Riehl は Kant における知覚の意味を正しく捉えていると思われる。Riehl は知覚の順序の不可逆性から客観的継起へと Kant が推論しているとは解さないが、この点では Riehl は Paton と一致している。

知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が Kant の論証にとり本質的な区別ではないという私の解釈は、原因性の範疇の図式の検討によって裏書きされるように思う。この図式の項における「規則に従う限りにおける多様の継起」が時間経過に関するものではなく時間順序に関するものであることは上にみたが(註2)参照、原因性の範疇は時間順序の規定に対し決定的な因子である。斯く解されるとしたら、Kant は原因性の範疇により規定された客観的継起から知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別を派生させているにすぎないと言えよう。

6) H. E. Allison: Kant's Non-Sequitur. An Examination of the Lovejoy Strawson Critique of the Second Analogy (Kant-Studien, 1971, pp. 367ff.).

7) L. W. Beck: The Second Analogy and the Principle of Indeterminacy (Kant-Studien, 1966, pp. 201f.).

8) M. Heidegger: Die Frage nach dem Ding, 1962, S, 176.

9) Kant は宇宙論的理念の枚挙に際し、原因性の範疇は役立つが、可能的なもの、現実的なもの及び必然的なものの概念は、或る場合を別とすれば、如何なる系列にも導かないとして、様相の範疇が或る場合を別として宇宙論的理念の枚挙に役立たないと考えた(A415 = B442)。このことは様相範疇と原因性の範疇の異質性を明示しよう。蓋し上に「或る場合」として挙げた場合は様相範疇のうちに含まれぬと解せられるからである。上述の異質性は原因性の法則の主体と第二類推により規定される主体の差異を示唆するのである。

私は様相範疇の関わる主体が純粹悟性でないことを示すために「観念論論駁」に言及することにした。Kant は第一版の「純粹理性の誤謬推理」における「外的関係の観念性の誤謬推理」の項において外物の現存在を証明しているが、Kant は第二版において上記の項を削除し、代りに「観念論論駁」の一文を草し、之を「原則的分析論」の現実性の原則の項の後に挿入している。之は何を意味するであろうか。「外的関係の観念性の誤謬推理」の項において現象が表象に他ならぬとして表象に実在性が許されるという観点から外物の現存在を証明したのに対し、Kant はその証明が意に満たぬと感じたということであろう。Kant は「観念論論駁」においては、時間における自己の現存在の意識はこの時間規定の可能性の意識と必然的に結びついているとし、したがってそれは時間規定の制約としての外物の存在と必然的に結びついているとして、外物の存在を証明している。ここでは現象は表象とは区別されているであろう。しかして「観念論論駁」が「現実性の原則」の後に挿入され、様相の原則の叙述のうちに包括されていることを思えば、「観念論論駁」で採られた観点が様相の原則の叙述に際し採られた観点だとみてよからう。斯くして様相の原則は現象の現存在を認める立場において構想され得たものであると言えよう。現象を表象と看做すのは純粹悟性の立場において可能なことなのである。様相範疇の関わる主体が純粹悟性でないことが以上の所論によっても明らかであろう。

10) F. Paulsen: Immanuel Kant, 6. Aufl., 1920, S. 184ff.

11) Beck: op. cit., pp. 200f.

- 12) Paulsen: op. cit., S. 189.
- 13) Cf. Paton: op. cit., p. 284.

(1977. 1. 17)